

函館市 パートナーシップ 宣誓制度



2022年
4月1日
スタート



函館市パートナーシップ宣誓制度とは

一方または双方が性的少数者でパートナーシップにあるお二人が、お互いがパートナーであることを宣誓し、函館市が「パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付するものです。

この制度により、性の多様性への社会的理解が進み、市民一人ひとりが互いの個性や多様性を認め合い、誰もが自分らしく誇りをもって暮らせるまちとなることをめざします。



性的少数者とは

「好きになる性(性的指向)」が異性愛のみではない人や、「こころの性(性自認)」と戸籍上の性別が異なる人のことをいいます。

パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した二人の関係をいいます。

市民・事業者等の皆様へのお願い

お店や病院の窓口などで、家族として証明するため、受領証等を提示される場合があります。本制度は、法的効力を有するものではありませんが、互いの関係性への理解が得られず困難さを抱える性的少数者の方々の生きづらさの緩和につながるよう、市民・事業者等の皆様におかれましては、制度の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

宣誓の手続き

※手数料は無料です。但し、提出する書類の発行に際し、手数料が必要になります。

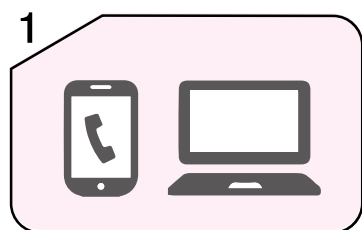
宣誓できる方

一方または双方が性的少数者の方で、次のすべてにあてはまる方です。

- 成年であること
- 一方または双方が函館市民であること
(3か月以内の予定を含む)
- 配偶者がいないこと、他の人とパートナーシップ関係にないこと
- 互いに近親者でないこと


宣誓に必要な書類


- ① 現住所を確認できる書類
住民票の写し等
- ② 婚姻をしていないことが確認できる書類
戸籍抄本等
- ③ 本人確認書類
マイナンバーカード(個人番号カード)
旅券(パスポート)、運転免許証等

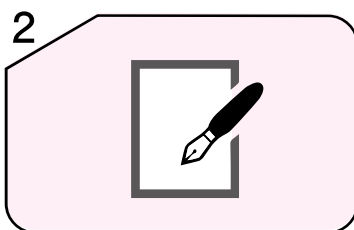


1 宣誓の事前連絡

宣誓の5営業日前までに市民・男女共同参画課に電話またはメールフォームからご連絡ください。

 **0138-21-3470**
(平日 8:45~17:30)

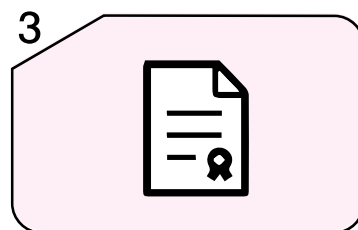
 フォーム



2 パートナーシップ 宣誓書の提出

お二人で必要書類をご持参のうえ来庁し、宣誓書に記入していただきます。

個室での対応も可能です。ご相談ください。



3 宣誓書受領証等 の交付

宣誓書受領証(A4版)と宣誓書の写しを交付します。携帯用受領証カードは後日交付します。

※受領証カードは1週間を目途に交付します。

※受領証等には通称名をご使用いただけます。

Q & A

Q 結婚とはちがうのですか？

A 結婚は法律行為であり、扶養義務や相続権などの権利や義務が発生します。
一方、本制度は函館市独自で行う制度であり、法的効力を有するものではありません。

Q 同居していないと宣誓できませんか？

A パートナーシップにある方であれば、同居していなくても宣誓することができます。

Q 宣誓は同性カップルしかできないのですか？

A 宣誓は、戸籍上同性のカップルに限定していません。例えば、性自認と戸籍上の性別が異なるトランスジェンダーの方が、戸籍上は異性のパートナーの方と宣誓していただくことも可能です。

お問い合わせ

函館市市民部市民・男女共同参画課 (〒040-8666 北海道函館市東雲町4番13号)

TEL : 0138-21-3470 (受付 平日 8:45~17:30)

FAX : 0138-23-7173

E-Mail : danjokyodo@city.hakodate.hokkaido.jp



※詳細はこちら